

川崎市病院局妊娠障害（つわり）休務取扱要綱

平成19年 4月 1日

19川病総庶第959号

（趣旨）

第1条 この要綱は、妊娠時にみられる「つわり」により、職務に従事することが困難である場合の川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）の、その母体保護のための川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第8号）第2条第1項第13号の規定に基づく職務に専念する義務の免除（以下「つわり休務」という。）に係る取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象職員）

第2条 つわり休務の対象者は、つわりにより職務に従事することが困難である職員とする。

（つわり休務の日数等）

第3条 つわり休務は、職員が妊娠したときから産前の特別休暇に入る日の前日までの期間において、7日の範囲内で半日（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、1日の正規の勤務時間の半分に相当する時間として所属長が認める時間）又は1日を単位として、承認するものとする。

（添付書類）

第4条 川崎市病院局企業職員服務規程（平成17年川崎市病院局規程第17号）第15条第2項の関係書類は、母子健康手帳の写し又は医師の診断書の写しとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、つわり休務に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川病総庶第2196号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日30川病総庶第2219号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日2川病総庶第963号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。